

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与額 (注2)	署名日 署名地 (勅令註1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セネガル	セネガル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	H28.8.5 東京で (同日)	日本側 岸田文雄外務大臣 セネガル側 ワンクール・ンジャイイ外務・在外セネガル人大臣	H28.8.29 341号
セネガル	ダカール港第三埠頭改修計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	ダカール港第三埠頭改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	3,971,000千円 H34.12.31まで	H28.9.20 ダカール で (同日)	日本側 北原隆在セネガル大使 セネガル側 アマドウ・バ経済・財政・計画大臣	H28.10.6 385号
セネガル	食糧援助に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	410,000千円 -----	H28.9.20 ダカール で (同日)	日本側 北原隆在セネガル大使 セネガル側 アマドウ・バ経済・財政・計画大臣	H28.10.6 386号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。